

環境厚生常任委員会

日 時 平成25年11月11日(月)
午前10時00分 ~
場 所 全員協議会室

- 1 開 議

- 2 事 件 (産業建設常任委員会と合同)
地方公営企業会計の制度改正について

- 3 その他

地方公営企業会計の 制度改正について

亀岡市上下水道部
亀岡市立病院

平成25年11月11日

▶ 地方公営企業会計制度の見直しの経緯

- ▶ 1) 背景・・・P3
- ▶ 2) 見直し全体像・・・P4

▶ 改正のポイント

- ▶ 会計基準の見直しの概要・・・P5～P18
- ▶ 新会計制度での試算・・・P19～P21

○上水道事業会計(P19)下水道事業会計(P20)病院事業会計(P21)

地方公営企業会計制度の見直しの経緯

背景

1 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)及び第3次勧告(平成21年10月7日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

見直しの全体像

1 資本制度の見直し

平成24年4月1日から施行

- ①法定積立金制度の廃止
- ②条例や議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする
- ③減資制度の導入

2 会計基準の見直し

施行:平成24年2月1日

適用:平成26年度予算及び決算から適用

3 財務適用範囲の拡大 ⇒ 今後の検討課題

- ・法非適用企業(簡易水道事業、下水道事業等)に財務規定等を適用
- ・全部適用についても検討

改正のポイント

会計基準の見直しの概要

- 1 借入資本金の表示区分の変更 (P 6 ~ P 7)
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度 (P 8 ~ P 1 0)
- 3 引当金の計上の義務付け (P 1 1)
- 4 繰延勘定の原則廃止 (P 1 2)
- 5 たな卸資産への低価法の適用 (P 1 3)
- 6 減損会計の導入 (P 1 4)
- 7 リース会計の導入 (P 1 5)
- 8 セグメント情報の開示 (P 1 6)
- 9 キャッシュ・フロー計算書の作成 (P 1 7)

1 借入資本金

(1) 変更点

- ▶ 借入資本金は「負債」として整理

これまでは、「資本」として整理

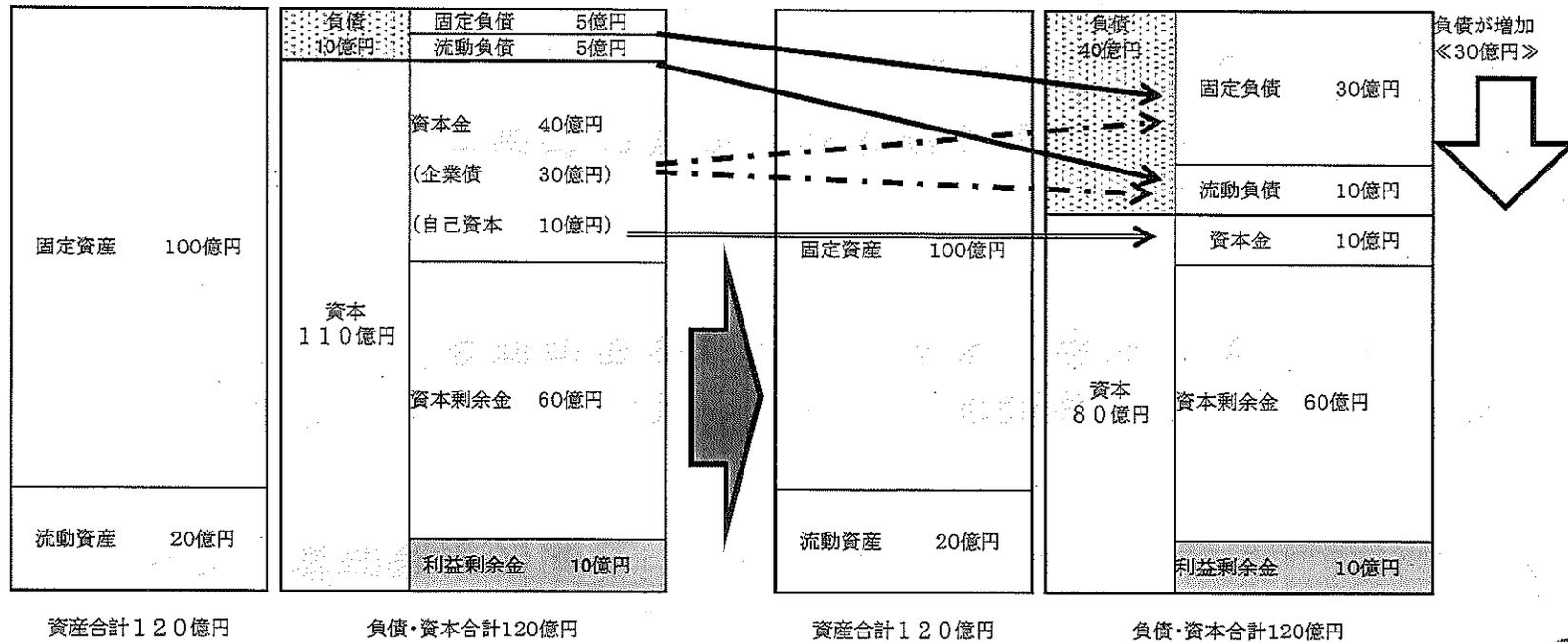
- ▶ 1年以内に返済期日が到来する債務は「流動負債」に分類

1 借入資本金

(2) 表示 (例)

移行前

移行後



2 補助金等により取得した固定資産の償却制度

(1) 概要

これまでは、任意適用

- ▶ みなし償却制度の廃止
- ▶ 償却資産の取得に伴い受け入れる「補助金」や「一般会計負担金等」は「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上する
- ▶ 長期前受金は減価償却見合い分を順次収益化
(令第26条、則第21条)
- ▶ 建設改良費に充てた企業債等の元金償還金に対する繰入金は「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化する

2 補助金等により取得した固定資産の償却制度

公営企業会計制度の見直し(貸借対照表の見え方が変化 その1)

①固定資産を「みなし償却」していないかった場合(フル償却)

《主に上水道会計》

【例】

資本剰余金に含まれる補助金等の額 55億円
うち、過年度の減価償却見合い分 25億円

$$55\text{億円} - 25\text{億円} = 30\text{億円}$$

利益剰余金へ

長期前受金へ

移行前		移行後	
固定資産 100億円	負債 10億円	固定負債 5億円	負債 40億円
	流動負債 5億円	流動負債 5億円	長期前受金 30億円
流動資産 20億円	資本金 40億円	固定資産 100億円	資本金 40億円
	資本 110億円	流動資産 20億円	資本 80億円
	資本剰余金 60億円 (うち、補助金等55億円)	利益剰余金 10億円	利益剰余金 35億円
資産合計120億円	負債・資本合計120億円	資産合計120億円	負債・資本合計120億円

移行後 負債が増加 <<30億円>>

移行後 利益剰余金が増加 <<25億円>>

2 補助金等により取得した固定資産の償却制度

公営企業会計制度の見直し(貸借対照表の見え方が変化 その2)

②固定資産を「みなし償却」していた場合 <<主に下水道会計>>

【例】

資本剰余金に含まれる補助金等の額 55億円
うち、過年度の減価償却見合い分 25億円

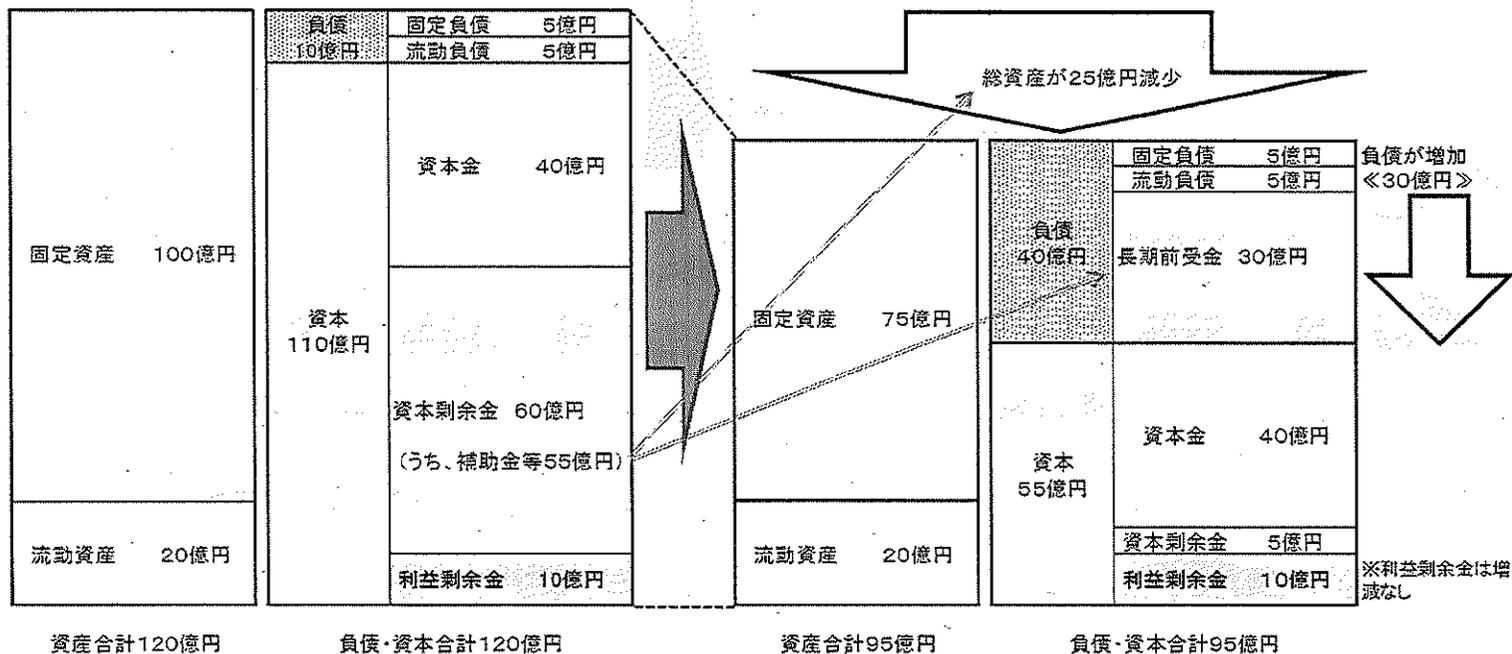
55億円 - 25億円 = 30億円

長期前受金へ

資産の減少

移行前

移行後



3 引当金の計上の義務付け

▶ 引当金の要件を充たす引当金は計上する

(退職給付引当金、賞与引当金、法定福利費引当金、貸倒引当金、
修繕引当金 特別修繕引当金等)

- ①「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む)であって
- ②その発生が当該事業年度以前の事象に起因し
- ③その発生の可能性が高く
- ④その金額を合理的に見積もることができる

発生主義の観点から、当期に帰属
する費用または損失を見積計上す
るものです

4 繰延勘定の原則廃止

【基本的な方針】

- ① 新たな繰延勘定への計上を認めない(旧令 § 26)。
- ② ただし、事業法において繰延資産への計上を認められているものについては、引き続き繰延資産への計上を認める(令 § 25)。
- ③ また、控除対象外消費税については、引き続き繰延経理を認めることとし、長期前払消費税として固定資産に計上する(則 § 5②Ⅲホ)。
- ④ なお、現在、繰延勘定に計上されている項目については、その償却を終えるまではなお従前の例による(改正政令附則 § 3)。

現行の繰延勘定の問題点

繰延勘定として認められている項目は、その効果が次年度以降に継続することが前提となるが、計上基準、計上範囲等が明確でないため、将来の効果が不明確なものまで繰延勘定に計上されることも想定される。

5 たな卸資産への低価法の適用

【基本的な方針】

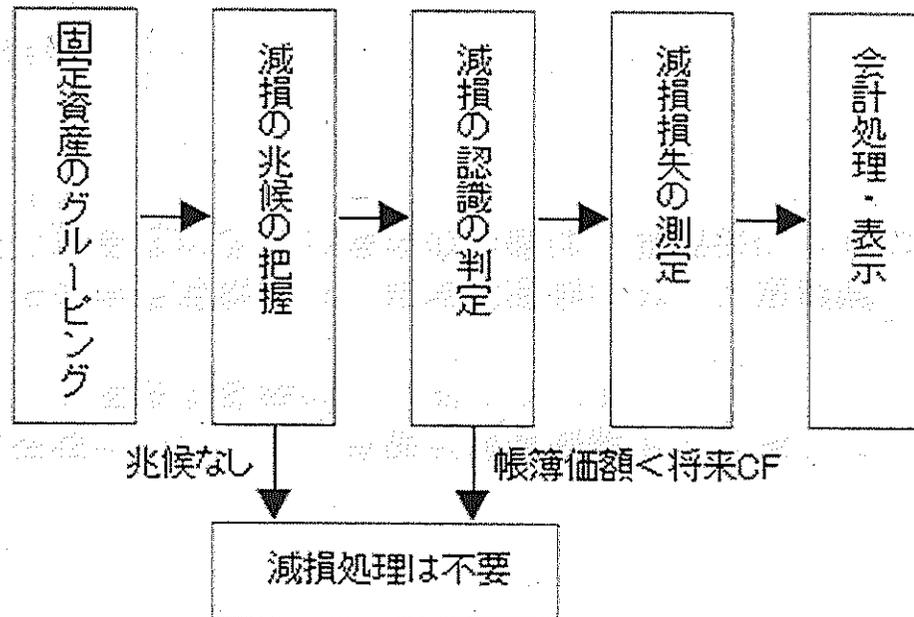
- ① たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付け（則§8③Ⅲ）。
- ② 事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができるものとする（則§8③Ⅲ）。

低価法を導入する理由

- たな卸資産の実態を適切に表示することにより、財政状態をより適切に表示できる。

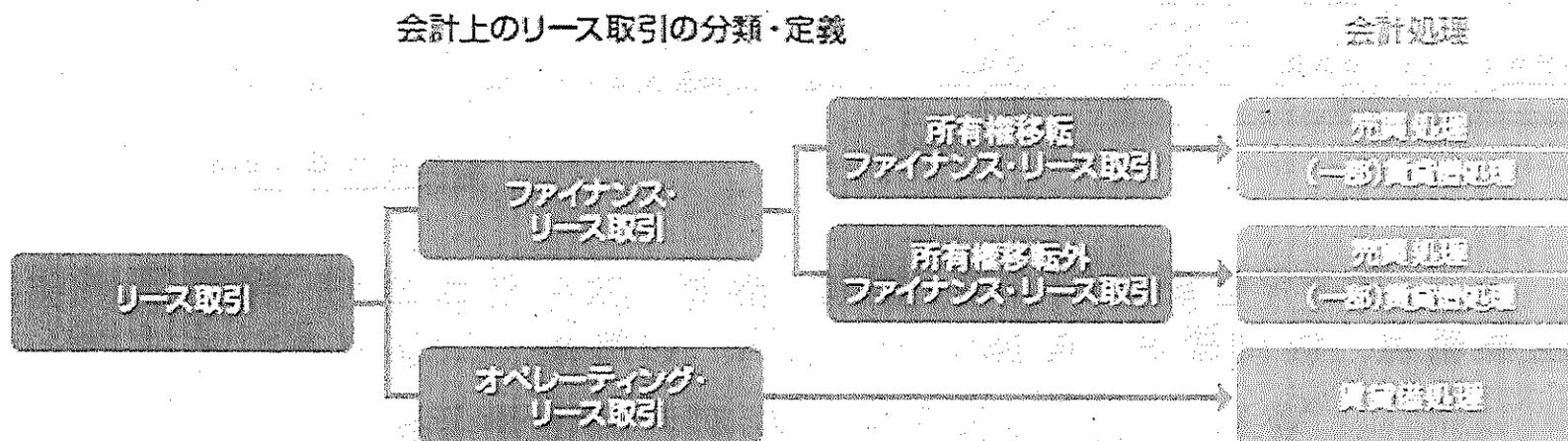
6 減損会計の導入

固定資産の収益性が低下して、その資産への投資が回収できる見込みがなくなった時、帳簿価額の減額分を固定資産の減損という。



7 リース会計の導入

ファイナンス・リース取引は、経済的実質を重視して売買取引として処理し、リース資産およびリース債務を、貸借対照表上に計上する。



所有権移転外ファイナンス・リース取引は、則第55条の特例を採用し、通常の貸借の仕訳が可能。

8 セグメント情報の開示

○ 基本的な方針

① 地方公営企業会計にセグメント情報の開示を導入

② セグメントの区分は、事業単位の有無も含め、各地方公営企業において判断することし、企業管理規程で区分方法を定めるものとする。

③ 開示すべきセグメント情報は、セグメントの概要、営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債、その他の項目とする。

セグメント情報の区分方法

○ 各地方公営企業において判断⇒ 企業管理規程で定める

- ・ マネジメント・アプローチ（※）の考え方を踏まえる
- ・ 民間企業・地方独立行政法人における区分も参考
- ・ 事業単位の有無も含めて判断

※ マネジメント・アプローチ

企業の最高意思決定機関が意思決定や業績評価において使用する企業活動を区分した事業単位で開示

【事業単位の例】

事業名	事業単位の例
水道事業	事業別（水道事業、簡易水道事業）等
工業用水道事業	施設別等
交通事業	事業別（路面電車、バス、モノレール等）等
病院事業	病院別（看護師養成所、救命救急センター等）等
下水道事業	事業別（公共下水道（雨水分、汚水分）、集落排水、浄化槽等）等

9 キャッシュフロー計算書の作成

(1) 概要

ある一定期間(損益計算書の期間と同一)のお金の出入り(資金の変動)に関する情報を得ることが可能となる。

- ・営業活動でのお金(キャッシュ)の収入と支出
- ・投資活動でのお金(キャッシュ)の収入と支出
- ・財務活動でのお金(キャッシュ)の収入と支出

平成26年度当初予算書より導入する。

資金計画 ⇒ キャッシュフロー計算書に変更

9 キャッシュフロー計算書の作成

(2) 表示

直接法

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ × × ×	営業収入、仕入支出等、投資活動及び財務活動以外の通常の事業活動に係る取引
人件費支出	△ × × ×	
営業収入	× × ×	
...	× × ×	
業務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ × × ×	固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等
有形固定資産の売却による収入	× × ×	
...	× × ×	
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	× × ×	資金の調達及び返済
一時借入金の返済による支出	△ × × ×	
...	× × ×	
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	
資金に係る換算差額	× × ×	
資金増加額(又は減少額)	× × ×	
資金期首残高	× × ×	
資金期末残高	× × ×	

間接法

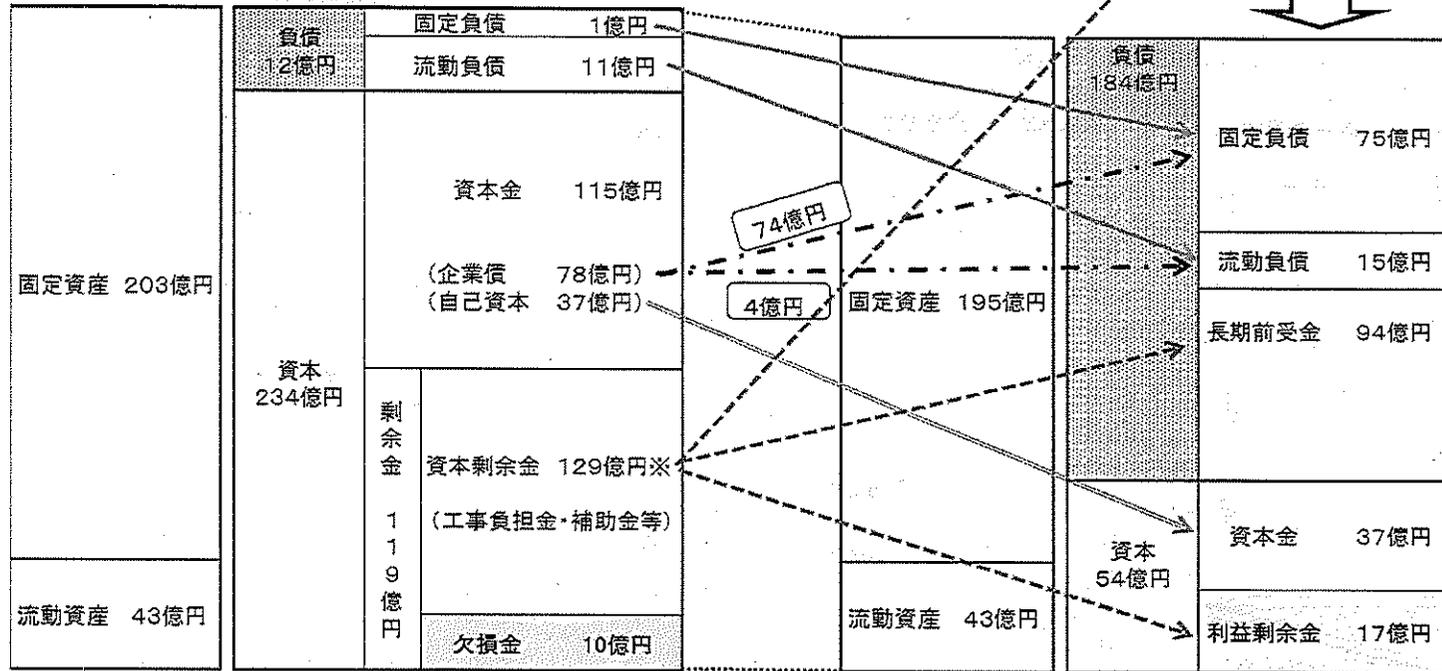
1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	× × ×	営業収入、仕入支出等、投資活動及び財務活動以外の通常の事業活動に係る取引
減価償却費	× × ×	
減損損失	× × ×	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	× × ×	
長期前受金戻入額	△ × × ×	
有形固定資産売却損益(△は益)	× × ×	
たな卸資産の増減額(△は増加)	× × ×	
...	× × ×	
業務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	
※ 当年度純利益に、損益計算書に係る資金の流出入に関連しない減価償却費等の項目を調整		
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
直接法と同様		
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
直接法と同様		
直接法と同様		

公営企業会計制度の見直し(亀岡市上水道会計試算)

平成23年度決算

現行

移行後



資産合計246億円

負債・資本合計246億円

資産合計238億円

負債・資本合計238億円

資本剰余金に含まれる補助金等の額 129億円

みなし償却していた過年度の減価償却見合い分 8億円

フル償却した過年度の減価償却見合い分 27億円

129億円 - (8億円 + 27億円) = 94億円

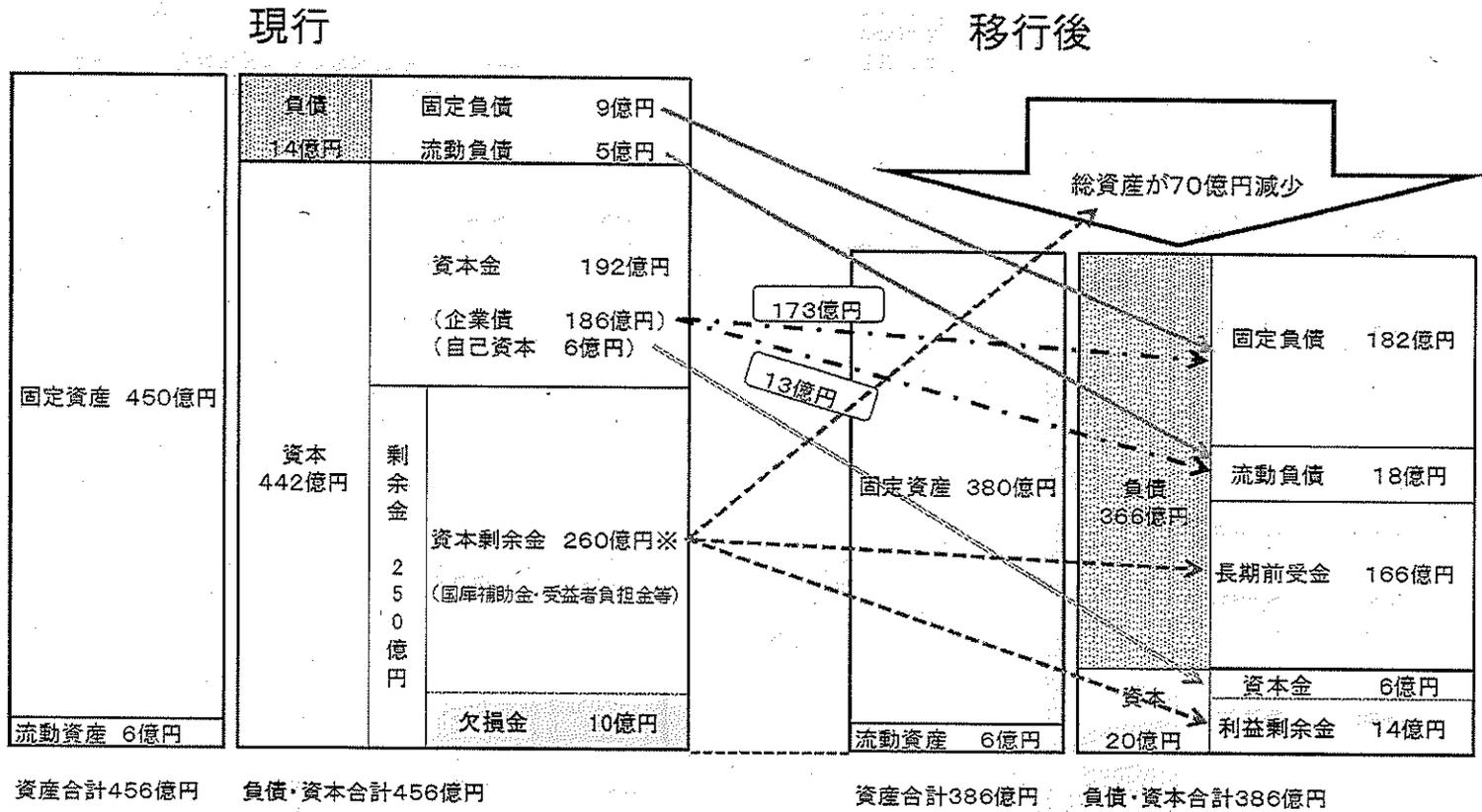
総資産が減少

利益剰余金へ (27億円 - 欠損金10億円 = 利益剰余金17億円)

長期前受金へ

公営企業会計制度の見直し(亀岡市下水道会計試算)

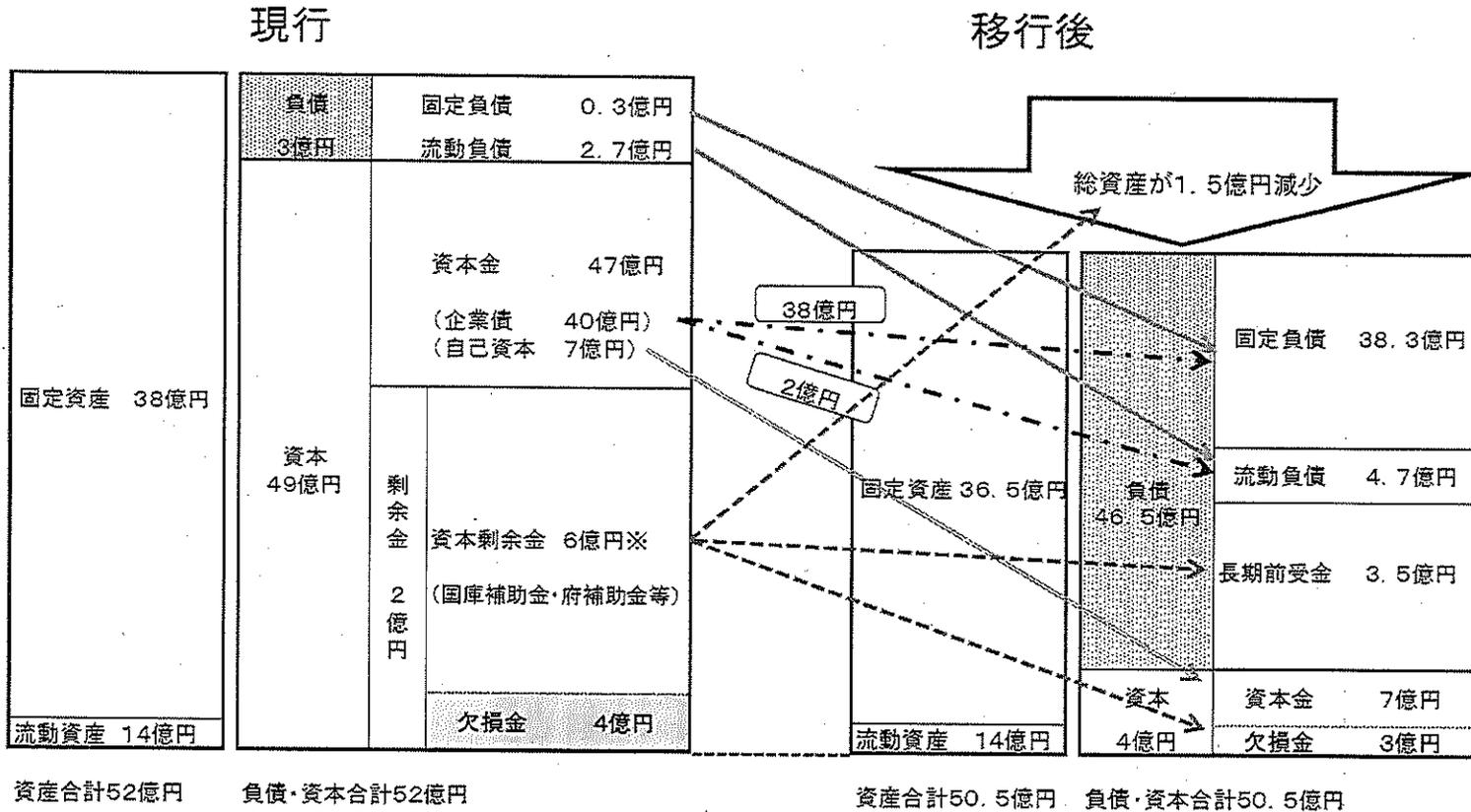
平成23年度決算



※ 資本剰余金に含まれる補助金等の額 260億円
 みなし償却していた過年度の減価償却見合い分 70億円
 フル償却した過年度の減価償却見合い分 24億円
 $260億円 - (70億円 + 24億円) = 166億円$

公営企業会計制度の見直し(亀岡市病院事業会計試算)

平成23年度決算



- ※ 資本剰余金に含まれる補助金等の額 6億円
- みなし償却していた過年度の減価償却見合い分 1.5億円 → 総資産が減少
- フル償却した過年度の減価償却見合い分 1億円 → 利益剰余金へ(欠損金と相殺)
- 6億円 - (1.5億円 + 1億円) = 3.5億円 → 長期前受金へ

説明は以上です

ありがとうございました